

国民健康保険税納税通知書を送ります

令和5年度の国民健康保険税納税通知書を、世帯主宛てに6月中旬に送ります。令和4年度に特別徴収(年金からの天引き)で納付している人には、7月中旬に発送します。

世帯主が職場の健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者でも、世帯員に国民健康保険の加入者がいる場合、世帯員の分が世帯主宛てに届きます。その場合、世帯主分の保険税は含まれていないため、保険税を二重に納めることにはなりません。
※後期高齢者医療保険の納入通知書は7月中旬に送ります。

特別徴収の対象となるのは

- 次の全てに当てはまる世帯主です。
- ◆世帯主が国民健康保険加入者
- ◆世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上
- ◆特別徴収の対象となる年金が原則として年額18万円以上あり、介護保険料と国民健康保険税を合わせた額が、年金額の2分の1以下

特別徴収とならない場合

- ◆口座振替で国民健康保険税を納めている
- ◆世帯主が介護保険料を特別徴収されていない
- ◆令和5年度中に世帯主が75歳になる



封筒見本

納税の方法 国民健康保険税の納付は、普通徴収か特別徴収のいずれかになります。

普通徴収 (納付書・口座振替)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	-	-	第1期 ○	第2期 ○	第3期 ○	第4期 ○	第5期 ○	第6期 ○	第7期 ○	第8期 ○	第9期 ○	第10期 ○

特別徴収 (年金からの天引き：仮徴収3回、本徴収3回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	○ 仮徴収	-	○ 仮徴収	-	○ 仮徴収	-	○ 本徴収	-	○ 本徴収	-	○ 本徴収	-

- ※仮徴収額は前年度の2月と同額です。本徴収額は、7月に確定する年税額から仮徴収額を差し引いた額です。
- ※特別徴収の対象でも普通徴収へ切り替わることがあります(年度の途中で国保加入者に異動があった場合など)。
- ※特別徴収を希望しない場合は、口座振替で納めることもできます(早めの手続きをお願いします)。

今年度から新たに特別徴収となる人(対象者には別途お知らせします。)

6月に1年分(10期分)の納付書を送ります。10月から特別徴収が始まる世帯には、7月に通知を送ります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	-	-	第1期 ○	第2期 ○	第3期 ○	第4期 ○	-	-	-	-	-	-
特別徴収	-	-	-	-	-	-	○ 本徴収	-	○ 本徴収	-	○ 本徴収	-

- ※普通徴収により第4期まで納付(令和5年6月~9月)
- ※特別徴収により第5期から第10期分を納付(令和5年10月~令和6年2月)